

# 事業場における健康管理対策の概要

有害業務なし	一般健康診断	一般健康診断結果に基づく保健指導			長時間労働者に対する面接指導	ストレスチェック及びその結果に基づく面接指導	健康教育、健康相談等の健康保持増進措置
有害業務あり	一般健康診断	一般健康診断結果に基づく保健指導	特殊健康診断	特殊健康診断結果に基づく保健指導	長時間労働者に対する面接指導	ストレスチェック及びその結果に基づく面接指導	健康教育、健康相談等の健康保持増進措置
	義務	努力義務	義務	努力義務	義務	義務※	努力義務

※50人未満の場合は  
努力義務